

平成30年7月豪雨災害の復旧計画をお知らせします

建設課管理係 ☎0824・73・1150

はじめに

西日本の広範な地域に多大な被害をもたらした、平成30年7月豪雨。本市でも家屋や、道路、河川、農地などに甚大な被害が発生しました。一日も早く市民の暮らしの安心・安全を取り戻すため、本年度以降についても、国・県との連携を一層深めながら、災害からの復旧・復興を最優先として事業を行ってまいります。

被災の状況について

本市では、人的被害はありませんでしたが、300件を超える家屋被害が発生しました。また、国の補助を受けて復旧する道路や河川などの公共土木施設災害は465件、農地・農業用施設災害は994件で、合わせて1459件（表1参照）という甚大な被災結果となりました。これは、広島市を除く広島県内の市町の中では東広島市に次いで2番目の多さです（※庄原市調べ）。

財政負担状況について

災害復旧事業に係る事業費の総額

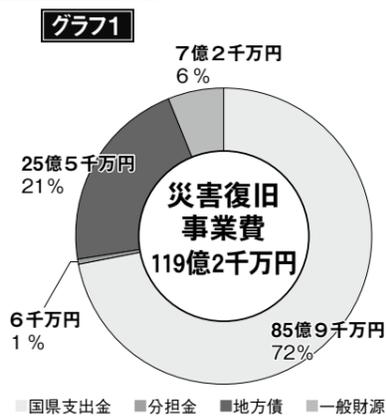


表1 地域別被災件数

地域	分類	庄原	西城	東城	口和	高野	比和	総領	合計
		件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
公共土木施設災害	道路	40	45	108	6	1	4	8	212
	河川	19	74	107	8	14	13	17	252
	下水	-	-	1	-	-	-	-	1
農地・農業用施設災害	農地	130	49	217	18	9	9	10	442
	農業用施設	235	41	230	15	14	14	3	552
合計		424	209	663	47	38	40	38	1,459

表2 被災箇所の工事発注の優先度

優先度	道路	河川	農地・農業用施設
1	通行止め箇所	周辺に住居や公共施設などが多く隣接している箇所	防災上重要なため池
2	公共交通機関の通行に支障が生じている箇所	周辺に住居や公共施設などが隣接している箇所	受益者が多いため池、頭首工、水路、揚水機、道路
3	地域の幹線道路として利用されている箇所	周辺に田や畑などの耕作地が隣接している箇所	上記以外のため池、頭首工、水路、揚水機、道路
4	上記以外の道路	-	被災河川、水路、道路に隣接し同時に復旧しなければならない農地
5	-	-	上記以外の農地

表3 簡素な手法で申請した箇所の工事発注までの流れ

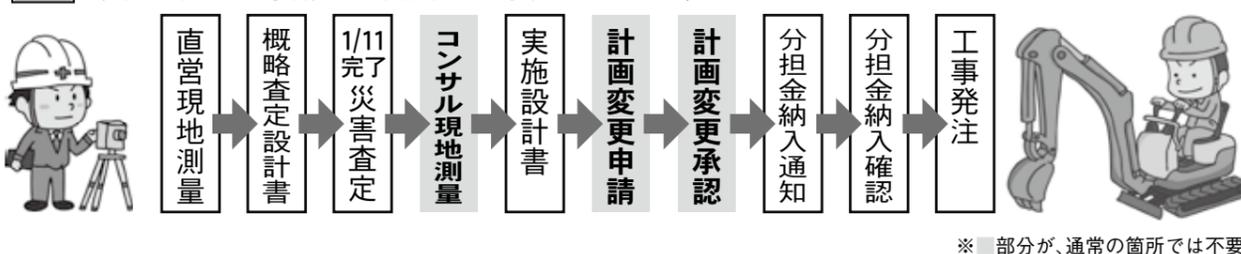
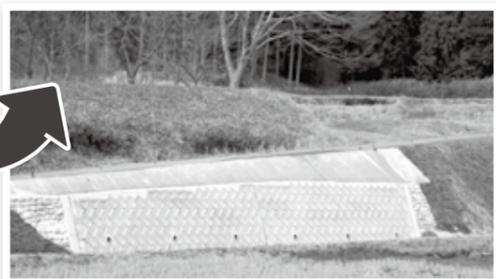


表4 農林施設整備補助金概要

	通常補助	災害分	平成30年7月豪雨災害の特例
工事費	10万円以上	10万円以上・40万円未満	3万円以上
期間	当該年度末までに工事が完了するもの	災害発生年度の翌年度末までに工事が完了するもの	令和3年3月31日までに工事が完了するもの
補助率 限度額	25% 限度額：37万5,000円	農地：25% 農林施設：62.5%	農地：75%（10円未満切捨） 農林施設：75%（同上） 限度額 30万円



市道吉井北線 被災直後



市道吉井北線 復旧工事後

復旧工事の進め方

今後の災害復旧工事の進め方については、被災件数も大変多いことから、令和2年度までの3カ年度での復旧を目標とし、①優先度を付けて工事発注を行う（表2参照）こととしています。特に②の優先度については、農地・農業用施設災害は、防災上重要なため池、受益者の多い水路など関係者の多い施設から工事発注をしていくことを基本とし、公共土木施設災害は、通行止めの道路、周辺に住居や公共施設が多く隣接している河川など緊急性の高い箇所から工事発注をしていくことを基本としています。

農地・農業用施設災害の復旧について

農地・農業用施設災害は被災件数が大変多いため、全体の約7割は現地の

- 応急工事が完了している箇所
- 仮畦畔などにより作付けが可能な農地
- 仮設パイプなどで通水可能な水路
- 迂回路がある農道 など

農林施設整備補助金について

農林施設整備補助金は、農林施設の改修・改良工事または国の補助事業に

測量などを省略した簡素な手法で国への補助金を申請しています。簡素な手法で申請した箇所は、建設コンサルタントによる測量設計を行い、国の承認を受けないと工事発注ができないため、早期の復旧が困難な状況です（表3参照）。

一方、簡素でない通常の手法で申請した箇所については、再度の測量設計や国の承認を受ける必要が無いことから、準備が整った順次工事を発注していきます。このうち、擁壁や水路などの構造物を伴わない土砂撤去のみの箇所や、国の申請時に仮設ポンプなどの応急工事が認められた箇所については、できるだけ本年の春の作付けに間に合うよう早期発注に努めています。また、施設の損傷度合いが比較的少なく、被災した部分があっても作付けが可能な以下のような箇所については、やむを得ず工事発注が遅くなる場合がありますので、ご理解とご協力を願います。

満たない災害復旧工事に対して補助金を交付する、本市の単独補助制度です。このたびの災害を受け、より多くの農林施設の復旧を支援する必要があることから、補助率のかさ上げや対象となる工事費を緩和するなど、特例措置を行っています（表4参照）。発災から3カ年度の復旧期間を要するなか、農地などの復旧を急ぐ方は、本制度を活用しての復旧も可能です。また、国の補助対象となっていない被災箇所について、本補助金を活用して応急工事を実施できる場合もありますので、活用を検討する際は建設課または各支所地域振興室・産業建設室にお問い合わせください。なお、本制度を活用する場合、工事に着手する前に申請を行い、補助金交付決定を受ける必要がありますのでご注意ください。

おわりに

被災してから10カ月余り経った今日においても、未だ平穏な暮らしを取り戻せていない方々への継続的な支援と、道路・河川、農地・農業用施設などの災害復旧事業を最優先とし、全力を挙げて取り組むとともに、防災強化による災害に強いまちづくりに取り組んでいきます。復旧までの間は、市民の皆さんにはご不便をおかけすることになります。ご理解とご協力をお願いします。